

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-05-09

司法省指令／後見ニ関スルモノ

(発行年 / Year)

1910

司法省指令

後見ニ関スルモノ

七年

一

四月二十七日東京府伺ニ對スル指令 親族ノ
協議ヲ經タル以上ハ甲者ハ乙者ノ後見人ト
シテ乙者所有ノ地所建物賣讓渡主トナリ
又丙者ノ後見人トシテ該地所建物ノ買讓受
主トナルコトヲ得ヘシ

賣買讓渡證文ノ公證ヲ拒絶スルコトヲ得
ス

二

四月二十九日山形縣 先代戸主タル尊族親身
代限ノ處分ヲ受ケ未タ返償ヲ終ヘサルトキ
隱居ニ其跡ヲ相續シタル後戸主幼キニ付其
隱居後見致候義ハ不苦様認候得共戸主ハ

法典調査會

ラサル尊族ニテ身代限ノ處分ヲ受ケ未タ
年償ヲ終ヘサル中後見致候義モ不苦候ヤ
前條不苦義ニ候ハ一甲家ノ戸主身代限リノ
處分ヲ受ケ年償未済中乙家卑幼ノ後見致候
義モ不苦候ヤ

伺ノ語兩條トモ親族協議ニテ撰定スル上ハ
後見為致不苦

三

十月六日静岡 追テ及法律制定マテ後見人ノ
名印ノミヲ以テスルモ又ハ幼戸主連署スル
モ其地方ノ慣習ニ依リ各自ノ適宜ニ任カヌ
ト雖モ幼戸主ノ連署ハ効力ヲ有セサルモノ
トス

後見人ハ部理代人ハ親族協議ヲ為サスニシテ

委任スルコトヲ得 總理代人ハ 親族協議ノ上
タケトモ 委任スルコトヲ得ス

十月八日 兵庫、後見人ノ 選定ハ 内外親戚ノ 協
議ヲ要ス 其協議ニ 至ラサルモノハ 裁判所ノ
處分ヲ求メシムル 儀ト心得ヘシ

十一月十九日 山形、後見人 選定ノ 儀 假令親族
協議ニ 名以上ノ 連署ヲ以テ 届出ツルモ 幼子
主ノ 尊族連署ナキモノハ 戸長ニ 於テ 管理セ
サルモノト心得ヘシ 従前 受理ニタル 届書ハ
却下セシムルニ 及ハス 若シ 尊族親又ハ 親族
等ヨリ 不當ノ 届ナルコトヲ 申出タルトキハ
裁判所ノ 處分ニ 任カスヘキモノトス
従前 受理ニタル 届書ハ 却下セシムルニ 及ハ

法典調査會

サルニ付 此ノ如キ 後見人カ 爲ニタル 調印ハ
有效トシ 公證ニ 関スル 調印アリトモ之ヲ引
直サシムルニ 及ハス

止ムヲ得サル事由アリ 協議ヲ 遂ケ 難キ場合
ヲ除クノ外 假令親族ハ 多數ナルカ又ハ 遠隔
ナルモ 被後見人ノ 利益ニ 関スル 親族ハ 總テ
協議ヲ 要スヘキモノトス 親族ノ 協議調ハサ
ル場合ハ 裁判所ノ 處分ニ 委スル 儀ト心得ヘ
シ

父又ハ 祖父ハ 幼子主ノ 後見人トナルニハ 親
族ノ 協議ヲ 要セス 母又ハ 祖母ニ 於テハ 親族
協議ノ 上 連署 届出サスヘシ

十二月一日 愛知 御首御達ニ 基キ 不動産賣買

讓渡質入書入等ノ證書又ハ願書ニハ親族連署ノ上ニアラサレハ戸長ニ於テ其公證ヲ與ハサル儀ニ有之候處動産中ト雖モ公證在公債證書（宛館公債證書ハ不動産ニ準スル旨）又株券等往々巨額ノモノアリ此ラ後見人ノ一判ヲ以テ取計ヒ得ルハ不可ナルヲ以テ不動産ニ準シ心ス親族連署致サセ其旨管内ニ令達シ高他府縣ニモ左ノ趣旨告示ノ儀照會致瓦支無之哉ノ旨ニ對シ尤ノ指令ヲ與ヘタリ

法典調査會

伺之趣追テ法律制定迄従前ノ通心得ヘシ立案ノ理由ハ後見人職務権限ニ係ル事項ハ地方官ニ於テ令達告示等ヲ以テ定メ得ヘキモノニ非サルハ勿論動産ニ付後見人ノ取扱ニ制限ヲ立ツルハ立法上ノ問題ナルヲ以テ追テ民法制定迄ハ姑ク従来ノ通范置方可然ト言フニアリ

十二月十四日委託縣知事ハ民事局長ヨリ回答後見人ハ幼者ノ代理ヲ爲スモノナルヲ以テ二人並立シテ事務ヲ行ハシムルトキハ處分権統一セズ却テ齟齬扞格ノ患ヲ醸成スルノ恐アルヲ以テ御聞届難相成儀ト存候

十二月二十二日富山親族無之乎或ハ有之モ未丁年者ナルトキハ其町村戸長ヲシテ適宜後見人ヲ授定セシメテ可ナリ而シテ幼戸主所有ノ不動産賣讓渡書質入等ノ場合ニ後見人ノミ署名セシ證書ニ對シ戸長ニ於テ

三十年

公證付與致シテ可ナリ

一月二十七日山口後見人二名以上ヲ撰定スルハ不相成義ト心得ヘシ

十

二月三日静岡 後見人ハ其後見ヲ受ケル幼年者ト勤産不勤産ヲ不問相互ニ賣買ノ契約ヲ為スヲ得ナルモノナリト雖モ既ニ賣渡シタル物品ヲ為引戻候義ハ裁判所ノ處分ヲ仰カシム可キ儀ト心得ヘシ

十一

二月四日静岡 後見人ト同居ノ子弟親族ニ限リ被後見者ト互ニ賣買讓與不相成義ト心得ヘシ

十二

五月十二日滋賀、幼者ニ後見人ヲ附スル義ニ付テハ追テ法律制定迄徒前ノ通

法典調査會

十三

七月二十三日東京、女戸主タル盲人ヲ後見人ト認メテ可然

十四

九月七日山梨、山梨 身代限リノ惠分ヲ受ケ負債ノ年償ヲ終ヘサル者タリトモ親族協議ニテ撰定スル上ハ後見人又ハ管財人トナルコトヲ得ル義ト心得ヘシ

十五

九月九日福島 幼戸主ノ後見人ヲ撰定スルニ當リ親戚貧窮ニシテ相當ノ者無之又他人ハ依頼スルモ承諾無之場合ニ於テハ戸長ヲシテ適宜後見人ヲ撰定セムルコトヲ得伯叔母及ヒ姉ハ後見人トナルコトヲ得サルモノトス

十六

九月二十一日 東京府書記官ハ民事局長ヨリ

回答

貸附金負債者幼稚ナルヲ以テ本人父後見
タリニ處此程訣後見人發狂セリ右ハ既ニ其
後見タルノ資格ヲ失ヒタル者ト者認メ更ニ後
見人撥定セシムヘキ儀ト存候得共為念及御
問合トノコトニ對シ御見込ノ通ト回答セリ
一月十二日山梨、平民ニシテ幼テノ者ヲ戸主ト
ナシ家族ニ於テ補佐ニ一定ノ後見人ヲ置ク
ヲ欲セサルモノアリ右等ハ凶スシモ文ヲ置
カシムルニ及ハサル儀ニ假裁トノ伺ニ對シ
テノ指令

伺之趣 不得止事故アルモノ、外必ス後見人ヲ
立テシムヘキト 心得可シ

法典調查會

十八

日色 東京(同日附ハ四月廿一日) 戸主瘋癲病ニ
罹リタルニ付其妻ヲ以テ後見人ト定ムル旨
親族連署ノ上届出ノ者有之右ハ他ニ相當ノ
モノ無之場合ニ於テハ其届出ヲ受理シ可然
哉

伺之通

十九

五月十六日東京 身代限りノ處分ヲ受ケ又ハ
身代限りノ處分ヲ受ケ負債ノ年債ヲ終ヘサ
ル者ト雖モ親族協議ノ上之ヲ後見人ト為サ
シコトヲ届出ツルニ於テハ聞届苦シカラズ
十二月十一日千葉縣書記官ハ民事局長ヨリ回答
後見人ト同居ノ子弟親族ニ限り被後見人ト
互ニ責買讓與質入書入等ニ相成義ト致思

二十

考便

三十三

四月四日 愛知、親戚等ハ因辭ニル場合ハ戸長
ヲシテ適宜後見人ヲ撰定セシメ 尚其撰定ニ
應スル者無シトキハ 更ニ事情ヲ具シ伺出
ハシ

三十二

四月三十日 静岡 戸主幼少ニ付 同人寡獨ノ母ハ
入支ヲ迎ヘ後見人ト致願出候ニ付 聞届可然
哉

幼戸主ハ入支ヲ迎ヘ願ノ件ハ事情不得已モ
ノニ付 聽許苦シカラス

三十一

五月二十八日 静岡、戸主ノ母ハ入支ヲ貰受ケ度旨願
出候在ハ後見ノ為メ入籍セシムルモノニシ
テ事情不得止モト認メ候間 聽許致可然哉ニ

法典調査會

三十

對シ入支願之件 聽許苦シカラス
全月 静岡 戸主ノ母ハ^後夫ヲ迎ヘ後見ヲ致義

願出ノ趣キ 寡婦ハ入支ノ儀 聽許シ不苦

二十九

六月六日 愛知縣知事ハ 民事局長ヨリ 回答

十五歳以上二十歳以下ノ者ニテ 家督ヲ為ス
者ト雖モ 親戚ノ評議見込アル者ニ 限り 當初
ヨリ 後見人ヲ設ケサルモ 可ナリ 其事由ヲ 戸
長ニ 届出サシムヘシ 又 其他 同上ノ 幼年者ニ
シテ 家督ヲ 為シ 後見人ヲ 届出サルトキハ
應 區 戸 長ニ 於テ 事實 取 扱ニ 必ス 後見人ヲ 撰
定 届出サシムヘキ 乎 御 問 合セノ 趣 凡テ 御 意
見ノ 通

二十六

日 魚 内務省ヨリ 協議(六月一日) 昭^昭附ヲ以テ 徳島縣

知事ヨリ内務司法兩大臣へ、伺ニ付キ、
 継母ヲ後見人外、為ス届ハ其他、他度理シ親族中
 異議アルモノハ、裁判處分ヲ受ケシムヘシ
 九月二十七日富山、女ヲ主幼年ナルヲ以テ一家
 族ニアル、叔父後見人トナリシモ、尚ホ家計
 上尾支ノ麻アルヲ以テ、叔父（發財性）ヲ
 女ヲ主ノ相續人ト為シ、家名ヲ讓渡ノ儀、親
 戚協議ヲ以テ出願スルモ、許可スヘキ限リニ
 無之ヤ

伺之通

十月二十三日、東京府知事へ、民事局長ヨリ回答
 實父又ハ實祖父ニ於テ、後見人トナシキハ
 親族ノ協議ヲ要スヘキ、法典調査會議ト致思考候

二月十七日京都、生母タル父ノ妾ハ、親族協議ノ
 上ニアラサレハ、後見人タルヲ得サルモノト
 ス
 生母ヲ後見人ト為スニ付、親族協議整ハサル
 トキハ、裁判所ノ處分ヲ受ケシムヘキモノト
 ス

四月十七日山口、幼者ニ後見人ヲ付スル義ハ、追
 ラ法律制定迄、従前ノ通
 後見人カ、幼者ノ為メ、不利益ナルフトラ悟リ
 タルトキハ、最初之ヲ、權定セシ父母又ハ親族
 ニ於テ之ヲ、改選スルヲ得、若前ノ後見人解任ヲ
 肯セサルトキハ、裁判所ノ處分ヲ仰カシムヘ
 キモノトス

三

七月三十一日岡山、被後見者所有ノ動産不動産ヲ被後見者ニ父ノ遺言アリト唱へ遺書アリ確實アリト認ムル場合ニ於テ親族協議相整假上ハ之ヲ後見人ニ賣渡シ讓與スル不苦哉ノ件ハ親族ニ於テ遺言ヲ執行スルニ出テタルモノハ見込ノ通

三三

九月十八日山口、聾啞盲者ト雖モ人事ヲ不知シ得サルモノ、外ハ後見人ヲ置可カニサル義ト心得ヘシ

三三

十二月二十七日東京、後見人カ其後見ヲ為ス幼者ヲ退カシメ若シハ其幼者單身ナル場合ニ於テ幼者ヲ他ノ養子女ト為ス等ノ目的ヲ以テ其家ヲ廢スルカ如キハ假令親族ノ叶議ヲ以テスルモ不相成義ニ假哉ノ伺ニ對シ

法典調査會

伺之通

三三

一月二十七日長崎縣知事ハ民事局長ヨリ回答身代限りノ慮分ヲ受ケ未々年^後済ノ義ヲ終ヘサルモノニモテ幼年戸主ノ後見人ト為ルコトヲ得ルヤ否ヤノ件右ハ御見解ノ通親族協議ノ上ト雖モ其成ラサル義ト思考ス

三五

三月十六日愛知縣知事ハ民事局長ヨリ回答幼年戸主ノ母後見ノ件右ハ親族協議ノ上届出ルニ於テハ許可相成免支ナキ義ト思考ス
十月 日無東京家族者ニ後見ヲ附スル義ハ公認スヘキモノニ非ズ

三六

三七

指令月日無伺日附八十一月十八日東京府知事

ヨリ内務司法兩大臣へ伺

後見人ニ於テ幼者ノ家ヲ廢スル件ニ付テハ
客年十二月二十七日(三十三ニアリ)付指令ノ
次第モ有之候處若シ其幼者養子若クハ分家
ノ戸主ニシテ一家維持難相成爲メ實家へ
退身セントスルモノ又ハ遺兒棄兒ニシテ立
戸シタルモノ若クハ幼年其他ノ戸主ニシテ
資産ナク他ニ扶助スルモノアラズ到底自治
ノ目途相立タサルカ爲メ廢戸ノ上縁組若ク
ハ婚姻セントスルモノ、如キハ事情已ムラ
得サルモノニ付キ特ニ廢戸ノ儀聽許シ不苦
哉ニ對シ

法典調査會

幼者ノ家ヲ廢スル件客年十二月二十七日司

法省指令第ニ六九九号ノ通心得ヘシ

(修正但書)但事情已ムラ得サルモノニ限リ親
族協議出願ノ上ハ聽許苦シカラズ

壬午年

一月日無香川女戸主ノ外母ト祖母ニ限リ親

三九

一月日無愛知縣知事代理書記官へ總務局長ヨ

リ回答

單身戸主ニシテ老衰精神痴鈍症ニ罹リシ者

ニ後見人ヲ附スルノ件御見解ノ通り瘋癲白
痴ノ無能力者ニ準シテ後見人ヲ附スルモ差

支ハナキ義ト思考ス

四十

三月日無愛知縣知事へ總務局長ヨリ回答

丁年以上ノ戸主健亡症ニ罹リ後見人ヲ設ノ

ルヲ届出ツルモノアリ右ハ該病者ト雖モ能カアルモノハ後見人ヲ設定スヘキ限リニ無之被存候得共實際該病ノ為メ治産上尋無餘儀弔支アリ親戚連署醫師診断書相添届出ツル片ハ受理セシメ不苦哉ニ對シ御見解ノ通

四月日無 鳴根縣知事ハ總務局長ヨリ回答 母祖母後見人ト為ルハ夫ノ有無ヲ問ハサルヤノ件御問合セノ趣了承在ハ母祖母ハ其配偶者ノ有無ヲ問ハス子孫ノ後見人ト為ルヲ得ヘキ義ト思考ス

五月日無 東京、瘋癲自痴ナルヤ生ニ其妻ヲ以テ後見人ト為スノハ弔支ナキヤノ伺ニ對シ

法典調査會

伺之通

七月日無 東京 後見人自己ノ責任ヲ以テ他人ヲ財産管理人トスルハ格別賤財産管理人ヲ置クハ相成ラサル義ト心得ヘシ

十月日無 東京、後見人ヲ更改スルニ際シ親族ノ協議ヲ以テスル以上ハ前後見人ノ承諾ヲ得サルモ弔支ナレ但前後見人ニ於テ解任ヲ肯セサルトキハ裁判處令ヲ仰カシムヘキモノトス

十一月日無 大阪 幼少主ノ母カ其幼者ノ後見人ト為ル手續ニ関シ明治十三年堺縣伺ニ對スル内務省指令ニハ親族ノ協議ヲ要スト

二十八年

徳嶋縣伺ニ對スル同省指令ニハ協議ヲ要セ
ストシ十九年山口縣伺ニ對スル司法省指令
ニハ協議ヲ要ストアリ何レノ御指令ニ據リ
取扱可然哉ノ伺ニ對シ

山形縣伺ニ對スル十九年十一月十九日當省
指令ノ通心得ヘシ(五ニアリ)

但本件ハ當省主管ニ付指令ス 司法大臣

別紙金澤地方裁判所檢事正上申ノ件ハ後見人
ヲ撰定罷黜スル方法及其權限等ヲ規定スル法
律ナキニ依リ種々弊害アルヲ以テ曩ニ和歌山
地方裁判所檢事正上申ノ如ク民法實施マテ民
法人事編第十章ニ規定スル後見人及後見監督
人等ニ関スル部分ヲ急施セラル、カ若クハ特

法典調査會

別法ヲ以テ之カ匡濟方法ヲ制定アリタシト云
フニ在リ

依テ之ヲ案スルニ後見人ノ權限及其監督等ニ
関スル法律ナキヲ以テ往々弊害アルニ付キ既
ニ民法ノ制定アリ而シテ其實施ハ延期セラレ
タリト雖モ他日修正ノ上急施ヲ要スル場合ニ
限リ實施セララルヘキ義ニ付キ今日後見人ニ関
スル場合ノミ特別法ヲ以テ制定セサルモ差支
ナカルヘシト思考ス

右供電覽 (何人ヨリ供セシカヲ書セス)

五月日無東京家族中ノ伯母ヲ後見人トナスノ
件ハ認許スヘカラサル義ト心得ヘシ

六月日無東京後見人ニ於テ被後見者ヲ養子ト

為スノ件ハ親族協議出願ノ上事情止ムヲ得
サルモノニ限り聽許若カラズ

四十九

九月七日香川後見人ハ一人ニ限ル義ト心得ヘ
シ

五十

九月日無東京後見ヲ要セサル如户主廢家等ノ

件ハ親族連署出願ヲ要スヘキ義ト心得ヘシ
一月十七日長崎縣知事ハ民刑局長ヨリ回答

二十七年五十一

如户主後見人ノ儀ハ其親戚ニ於テ撰定スヘ
キ當然ノ処村長ヨリ再三説ヲ如フルモ親戚

ニ於テ撰定ヲ肯ンセサルトキハ村長ヲシテ
相當人物ヲ撰定セシメ可然哉トノ照會ニ對

シ貴見ノ通り
二月十六日東京丁年以上ノ户主腦溢血症ニ罹

五十二

リ事理ヲ辨明セサルヲ以テ後見人ヲ附セント
スルモノアリ醫師ノ證明アルトキハ前例ニ

法典調査會

準ニ後見人ヲ承認シ可然哉ノ伺ニ對シ伺ノ
通り

五十三

四月日無徳島後見解囑ノ届出ナキモ户主丁年

ニ達シタル日ヲ以テ自然當初後見届出ノ効

力ハ消滅シタルモノト見做後見ノ證明ヲ町
村長ヨリ與フル限りニ無之義ト存候得共為

念伺フトニ對シ伺ノ通り

五十四

月日無京都二人以上ノ後見人ハ此際総テ一人
ニ改メシムヘシ即千伺ノ通り

親族連署ヲ以テ後見ヲ届出ツルトキハ後見
人ノ諾否及改撰ノ當否ヲ問ハス市町村長ハ

有効ニ其届書ヲ變理スヘシ
一月日無和歌山伯叔母又ハ姉ハ後見人ト為ル
コトヲ得ス 終

大審院判決例

十四年八月廿九日言渡
親屬協議ノ上正當ニ任シタル後見人ハ之ニ與
ラサル尊屬親ニ於テ撰リニ其任ヲ解カシムル
ヲ得ス

後見撰任以後四年間其職ヲ行フニ一人ノ異議
者ナキハ經久追認ノ證トスルニ足レリ

後見人カ親屬ニ謀ラス幼者ノ不動産ヲ賣拂フ
タリト言フノミニテハ未タ其本分ヲ欠キタル
モノト云フヲ得ス

法典調査會

二

十六年三月三日言渡
未丁年者契約ノ取消シ得ヘキヤ否ハ其事柄ニ
就テ判断ス而テ其智能^{完全}ハ否ト認メ難キ者
ハ之ヲ取消スヲ得

豫メ定マリタル後見人ナキ時其父若クハ母ハ
自カラ之ヲ後見スルノ任アルヲ以テ幼者ノ所
為ニ付訴權ヲ有ス

幼者賣主ノ代價不相當ナル土地ノ賣買ハ適法
ナラス後見ノ任アル者其取消ヲ求ル時ハ買主
之ヲ拒ムヲ得ス

三

明治二十一年十月三十一日言渡
幼者及後見人連印ノ約定書ハ其相續權ヲ奪フ

ニ足ラス

後見人若クハ法律上代人ハ臨時幼者ノ身体財産ヲ保護スルニ止マリ其相續權ヲ失却セシムルノ處分ヲナスヲ得ス

四

十五年二月八日言渡

本分家ノ關係ハ後見ノ義務ヲ生セス
幼者カ為セル委任ハ無効ナリ

假令其後養子ヲ離別スルモ相續爭論中ハ尙養子ヲ戸主ナリトス後見權訴訟中ノ後見人ハ其權利ヲ實行スルヲ得ス

第一卷五

十九年十月二十二日

我國後見人ノ權利義務ニ付テハ制定法ナク慣習モ亦種族ニ從ヒ區々ノ慣行アリテ一定ノ看

法典調査會

ルヘキモノナケレハ一ニ其實事ニ就テ判別セサルヘカラス

六

十九年六月十九日

後見人ハ被後見人ノ財産處分ニ係ル收支計算諸帳簿調製ノ義務アリ後見人ノ任ヲ解ントスルニハ其人ノ認諾ヲ得サルヘカラス

第二卷八

二十年三月三十日

後見人ノ職務ハ被後見人ノ財産ヲ保護スルニアリ

後見人ハ被後見人ノ財産ヲ益スルカ又萬不得止ノ理由ナケレハ其債權ヲ拋棄スルヲ得ス
後見人カ被後見人ヘ送金シタリト云フノミニシテ其證ヲ舉示セサルハ後見事務取扱ノ不正

實ナル一理由トナスニ足ル

九 二十年三月三十日

幼者ノ為メ後見人ノ為シタル契約ハ有効ナリ
幼者自ラ為シタル契約ハ無効ナリ

第四卷 廿二年五月廿二日

十 父ハ子ニ對シ自然ノ後見人ナリトスルハ道理

ナルヲ以テ父カ後見人ノ名義ヲ以テ子ノ為メ
ニ取引シタルハ濫用ニ出タルモノト云フヲ得
ス

父ハ後見人トシテ特ニ公然ノ届出ヲ要セス

凡ソ訴訟ノ取引ニ關係シタルモノハ後見人ナ

ルヤ否其争ヲ判決セサルモノハ要點ヲ判セザ

法典調査會

ルノ不法アル裁判ナリトス

十一 廿二年十一月六日

後見人ノ所為ハ不正ノ證據ナキ限りハ被後見
人ニ對シ有効ナリトス

後見人ノ所為ヲ非認スルモノハ其無効ナル立

證ヲ為スノ責任アリ

第五卷 廿三年九月十四日

後見人ノ行為ト雖モ後見人カ無能力ナリトノ

證明アルトキハ其行為ヲ無効ナリトスルヲ得

第六卷 廿四年十二月十一日

吾國ニ於テ婦女ノ後見人タルヲ禁スル慣習

ナシ

十四 廿四年十一月十一日

現時後見人ニ選任セラレタル者ハ必ス先ツ被
後見人ノ財産目録ヲ調製スルニアラサレハ其
職務ヲ履行スルコト能ハストノ成規ナキモノ
トス

十五

廿三年十月二十日

人カ丁年以上ナル片ハ通常已ニ後見ヲ免レ自
己ニ訴訟能力ヲ有スルモノナレハ特ニ後見ヲ
要スヘキ正當ノ理由ナキ限りハ假令一家ノ都
合ニ依リ親屬協議上且村役場ニ届濟ミ後見ヲ
舟シアルモ之ヲ以テ法律上後見人トシテ之ヲ
認諾セサル第三者ニ對シ當然其効ヲ及ホスヲ
得ス

十六

廿四年十二月八日

法典調査會

後見人ナキ未丁年者ハ必ス丁年者ト同シク權
利義務ヲ行フヲ得ヘキモノト云フヲ得ス
我國ニ於テハ未丁年者ハ必ス後見人ヲ設ケサ
ルヘカラサル制法アラス

(此ヨリテ第七卷十七キツク)

第七卷十七

廿五年一月廿二日

吾國ニ於テ平民ニ後見人ヲ置クノ規定ナキヲ
以テ裁判官ハ知者智識ノ程度ト其家ノ事情ト
ヲ審査シテ後見人ヲ設クルノ必要ナシトノ判
決ヲ為シ得ヘシ

十八

廿五年二月八日

父ノ死亡後其子幼年ナル片ハ遺跡相續又ハ後
見人撰定等ノ場合ニ母ノ承諾ヲ必要トス

廿六年三月七日

公正證書ニヨリ指定セラレタル死後ノ後見人ハ法律上有効ナリトス

二十

廿六年三月廿一日

後見人ハ何謂法律上代理人ニシテ其權限ニ付未タ法律ノ規定ナキ限リハ幼者ノ為メ貸借ヲ為スノ權アルモノト見サル可カラス

後見人ヲ為セシ貸借ノ果シテ幼者ノ為メニ必要ナリシヤ否ハ幼者ト後見人間ノ關係ニ於ケル責任如何ヲ判定スルノ憑據タルヘキモ債主ニ對シテハ幼者ニ必要ナシトノ事實ヲ以テ對抗スルヲ得ス

廿六年十二月十六日

法典調查會

人ハ丁年ニ達スル片ハ當然能力者トナリ從テ自ラ有効ノ權利行為ヲ為シ得ヘキコトハ普通ノ法則ナルヲ以テ幼者ノ為メニ設ケタル後見ハ其幼者丁年ニ達スルトキハ當然解除セララル、モノナリトス

子二

廿六年七月六日

後見人トシテ届出アルモ無効ナリシ後見人ヨリ被後見人ノ所有地ヲ買取ルモ有効ナル賣買成立スルモノニ非ルヲ以テ其買得者ノ善意ナリシト否トニ関セス更ニ其買得者ヨリ善意ヲ以テ轉買地ノ追奪ヲ免レス

他家ヲ相續シタル子ノ父ハ其子ノ後見人ト為リタル時ニ於テ通常ノ後見人トモモ權限上ニ

差異ナシ

被後見人所有ノ不動産ノ如キ貴重ナル財産ハ
後見人恣ニ之ヲ處分スヘキ權利ナキヲ以テ必
ズ親族協議ヲ經サルヘカラス之ヲ經スシテ後
見人ノ為シタル一已ノ賣買ハ當然無効ニ屬ス
ヘキコトハ裁判上已ニ公認セラレタル慣例ニ
シテ條理上モ亦當サニ然ルヘキ處ナリ
後見届ノ未タ取消サレサル間ニ其後見届ヲ信
用シ後見人ト為シタル賣買ト雖モ其後ニ至リ
後見人タル資格ナカリシモノト決定セラレタ
ルトキハ其賣買ハ全然無効ニ歸ス

三

廿六年十月六日

親族會ニ於テ撰定セラレタル後見人ハ其權利

法典調査會

ヲ實行シ且幼者ヲ保護スルニ當リ妨害ヲ受ケ
タルトキハ其妨害者ニ對シ妨害ヲ除去スル為
メ起訴シ得ヘキハ勿論ナリ

二

廿六年十月十六日

寶母々幼者ノ財産管理人タリシ時虚偽ノ負債
ヲ作り為メニ幼者ヲシテ身代限ヲ為サシメ幼
者ノ地所ヲ賣却シ又ハ虚偽ノ債權ヲ作り他人
ニ讓渡シタル等ノ事實アルヨリシテ更ニ後見
人ヲ撰定セシヲ至當ト認メテ裁判シタルニ對
シ普通ノ親權ヲ論シテ後見人ノ撰定ヲ非議ス
ルコトヲ得ス

判例彙報(昭和五年)五

廿八年六月十日

尊屬親ト雖モ後見人ノ職務執行ヲ妨礙スルコ

二六

トヲ得ス

廿八年六月十五日

親權ヲ有スルモノハ不當ナル後見人ノ職務實
行ヲ隨意ニ拒絶スルコトヲ得ルモノトス

二七

一月十八日

後見人ノ付シアル以上ハ被後見人タル未成年
者ノ結ヒタル契約ハ無効ナリ

二八

一月廿七日

幼者ノ最近親族ハ幼者ノ財産權上ニ關係ヲ有
セサルモノト雖モ後見人ノ幼者ニ對スル詐害
行為ニ付テハ資格上之カ救濟ヲ求ムル詐權ヲ

法典調査會

二九

三月七日

有スルモノトス

公正ノ證書ヲ以テ證明シタル後見人ハ法律上
有効ニ認ム可キモノナリ

三〇

十月六日

親族會ニ於テ選定サレタル後見人カ幼者ヲ保
護スルニ當リ妨害ヲ受クルヲアレハ妨害者ニ
對シ妨害ヲ除去スルカ為メ起訴シ得ルハ論ヲ
疎タス其資格ニ付争ヒナケレハ裁判所ニ於テ
職權ヲ以テ之ヲ調査スヘキモノニアラサレハ
其資格ニ對シ不服ヲ唱フルヲ得ス

三二七年三

九月二十日

未成年者ノ後見ハ未成年者カ成年ニ達スルト

同時ニ終了シ後見人ハ其資格ナク隨テ被後見者ヲ代表スル所ノ訴訟能力ヲ有セサルヲ論テ俟タス

三十一

十二月十九日

父母ハ其子ノ後見人ヲ選定スルノ權アルヲ以テ母カ其女ノ後見人ヲ撰定スルニ當リ親族ノ協議ヲ經サリシトテ直チニ之ヲ無効トスルヲ得ス而シテ後見人ハ他人ヲシテ平常ノ雜務ヲ代理セシムルヲ得

三十二

二十八年九月十四日

後見制度ニ關スル法律未タ實施セラレサルニ由リ後見人カ被後見人ノ財産中ノ或ル一部ヲ管理セル者ト認ムルモ不法ニアラス

法典調査會

三十三

二十八年九月三十日

後見人ナキ幼者ニ戸主タル祖父ト家族タル父アリテ共ニ同居スル場合ニハ其父ヲ以テ幼者保護ノ自然代理人ト為スヘキモノニシテ戸主ヲ以テ該代理人ト為ス慣例ナキモノトス

大審院判例錄
東京法律院發行